

令和5年度 滋賀県介護職員職場環境改善支援（介護ロボット導入支援・ICT導入支援）事業費補助金 申請等の手引き **【追加募集】**

**I 手続きの流れ（介護ロボット導入支援・ICT導入支援共通）**

<時期の目安>

12月下旬～

**①交付条件等の確認**

「滋賀県介護職員職場環境改善支援（介護ロボット導入支援）事業費補助金交付要綱」、「滋賀県介護職員職場環境改善支援（ICT導入支援）事業費補助金交付要綱」、Q&A、申請様式を必ず確認してください。

**②事前協議書の提出【協議様式・関係書類】**

提出期限 一次締切：令和6年1月12日（金）消印有効 （令和5年度不採択事業者対象）

二次締切：令和6年1月26日（金）消印有効

※ 令和5年10月6日（金）締切で募集を行った標記補助金に応募いただいた事業者の内、不採択となった事業者が、一次締切までに事前協議書を提出された場合は、優先的に採択することを予定しています。



2月上旬～

**【県】審査・採否の決定（交付の内示通知）**

※要件を満たす協議書が予算額を超えた場合は、県が定める優先基準に基づき選考します。また、より多くの事業所へ補助金を交付するため、協議書に記載いただいた額から減額して、採択する場合があります。あらかじめ御了承ください。



**③補助金交付申請書の提出【別記様式1号・関係書類】**

※事前協議書を提出していない場合は、申請受付できませんので注意してください。



2月中旬～

**【県】交付決定・通知**



**④補助事業実施（機器等の契約・購入等）**

交付決定後に契約、発注、納品（工事完了）を行い、令和6年3月末までに機器等の導入を完了してください。



**⑤実績報告書の提出【別記様式4号・関係書類】**

補助事業完了後、30日以内または令和6年4月10日のいずれか早い日までに提出してください。



**【県】審査・補助金の額の確定通知**



## II 補助金の概要（介護ロボットの導入支援）

### 1 目的

介護ロボットの普及促進を図ることにより、介護従事者の負担軽減による雇用環境の改善、離職防止および定着を促進するとともに、介護サービスの質の向上に資することを目的とします。

### 2 補助対象事業所

滋賀県内で介護保険法による居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスの指定・許可を受けている事業所・施設

### 3 補助対象機器等

#### 【介護ロボット】

以下の①～③の全てを満たす介護ロボット

補助対象経費は、介護ロボットの導入のための購入およびリースにかかる経費（設置工事費、保険料、メンテナンス費用等、通信費、消費税および地方消費税は含まない。）

- ① 日常生活支援おける移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援（※）のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボット

※ それぞれの定義については、滋賀県ホームページ「滋賀県介護職員職場環境改善支援（介護ロボット導入支援）事業費補助金の募集」を参照してください。

- ② 次のアまたはイの要件のいずれかに該当すること

ア 経済産業省が実施する「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成25年度～平成29年度）、「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成30年度～令和2年度）、

「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和3年度～）において採択された介護ロボット（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術を活用し、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

- ③ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること

<参考>

- ・ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構「介護ロボットポータルサイト」  
<http://robotcare.jp/jp/home/index>
- ・ 公益財団法人テクノエイド協会「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」  
<http://www.techno-aids.or.jp/robot/jigyos.html>
- ・ ATC エイジレスセンター「介護ロボット相談窓口」  
※「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業（厚生労働省）」の一環で実施されている事業です。  
<http://www.ageless.gr.jp/robot/>

**【見守り機器の導入に伴う通信環境整備】**

次の①～③のいずれかに該当するもの。

補助対象経費は、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費（メンテナンス費用等、通信費、消費税および地方消費税は含まない。）

- ① Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費  
配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む。）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など
- ② 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。）
- ③ 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等。）

**4 補助額**

**【介護ロボット】**

1 機器につき導入経費の2分の1以内

一定の要件を満たす事業所（※）の場合は4分の3以内

（補助限度額 30 万円（移乗支援および入浴支援に限り 100 万円））

## 【見守り機器の導入に伴う通信環境整備】

1 事業所につき導入経費の2分の1以内

一定の要件を満たす事業所（※）の場合は4分の3以内

（補助限度額 750 万円）

※一定の要件を満たす事業所

以下の要件を満たす介護事業所

- ・少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること

## 5 補助条件

介護従事者の負担軽減のための介護ロボット導入にかかる事業計画を作成し、導入後の効果を県に報告していただきます（3年間）。

※特に活用定着に向けたサポートが必要な介護ロボットを導入する事業者については、導入計画の作成や取組の実施にあたって、原則、厚生労働省委託事業「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業」の相談窓口にご相談すること。

※厚生労働省への報告については、別途通知を予定しています。

## 6 採択に係る優先基準

要件を満たす事業計画（事前協議書）が県の予算額を超えて提出された場合、次の優先基準および金額等を勘案して選考の上、補助事業を採択します。

- ① 過去に滋賀県介護職員職場環境改善支援事業費補助金または地域介護・福祉空間整備交付金（介護ロボット等導入支援事業特例交付金）の交付を受けていない事業所等であるもの
- ② 利用者の移乗や入浴の介助において、介護従事者の身体的負担の軽減を図る効果が高いと考えられるもの 等

## 7 事前協議書提出書類

- ① 協議様式（介護ロボット）
- ② 所要額調書（別紙1）
- ③ 事業計画書（別紙2）
- ④ 補助事業に係る収支予算書（抄本）（別紙3）
- ⑤ 見積書（写し）
- ⑥ カタログ、通信環境整備の場合にあっては工事関係資料・図面、ATC エイジレスセンターへの相談が確認できる資料等

## 8 その他

- 他の補助金等を受けて導入する介護ロボットおよび通信環境の整備については、補助対象とはなりません。
- その他、交付条件などの詳細については、滋賀県介護職員職場環境改善支援（介護ロボット導入支援）事業費補助金交付要綱およびQ&Aを参照してください。

## Ⅲ 補助金の概要（ICTの導入支援）

### 1 目的

介護事業所においてソフトウェア、タブレット端末等のICTの導入支援を行うことにより、介護記録、情報共有、報酬請求等の業務の効率化を図り、介護従事者の負担軽減による雇用環境の改善、離職防止および定着を促進するとともに、介護サービスの質の向上に資することを目的とします。

### 2 補助対象事業所

滋賀県内で介護保険法による介護サービスの指定・許可を受けている事業所・施設

### 3 補助対象機器等

次に掲げる①または②の要件のいずれかに該当し、かつ、③、④および⑤の要件を満たす事業。

#### ① ソフトウェアに係る要件

次のアからエまでのいずれにも該当するものであること。

ア 「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」（以下「ケアプラン標準仕様」という。）の対象となる介護サービス事業所については以下の（ア）および（イ）を、それ以外のサービス事業所については（ア）を満たすソフトウェアまたはクラウドサービス等（以下「介護ソフト」という。）であること。また、（ア）の要件を満たした上で、（ウ）の機能を有するソフトウェアについても補助対象とする。

（ア）記録業務、情報共有業務（介護事業所内外の情報連携を含む。）および請求業務について転記等の付随業務が発生することがないよう一貫したサービスを提供するソフトウェアまたはクラウドサービス（以下「介護ソフト」という。）であること。

また、複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により実現する場合であっても要件を満たすものとし、そのための改修に要する費用等も対象とする。

（イ）最新版のケアプラン標準仕様に準拠し、以下の(a)～(e)全てのCSVファイルの出力・取込機能を実装した介護ソフトであること。

- (a)利用者補足情報
- (b)居宅サービス計画1表
- (c)居宅サービス計画2表
- (d)第6表（サービス利用票）、実績情報
- (e)第7表（サービス利用票別表）

(ウ) 以下のいずれかを対象とする。

- (a)「入退院時情報連携標準仕様」を実装したソフトウェア
- (b)「訪問看護計画等標準仕様」を実装したソフトウェア
- (c)厚生労働省が別途定める方式による 財務諸表のデータ出力機能を有するソフトウェア

イ 日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）。

ウ 研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

## ② ハードウェアに係る要件

次のアからウまでのいずれにも該当するものであること。

ア (1)の要件を満たす介護ソフトをインストールしたタブレット端末、スマートフォン等であり、介護サービスの提供のために使用するものに限る。なお、本事業により導入するハードウェアに、職員の出勤を管理する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に利用することは差し支えない。

イ 日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）。

ウ 研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

## ③ セキュリティ対策に係る要件および情報収集の協力要件

ア 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。

イ 「LIFE」による情報収集に協力すること。なお、タブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。

<参考>

・SECURITY ACTION 自己宣言者サイト（独立行政法人情報処理推進機構(IPA))

<https://security-shien.ipa.go.jp/security/index.html>

#### ④ ICT 活用要件

ア タブレット端末等による音声入力機能の活用に努めること。

イ 厚生労働省が発行する「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei.html>) や「介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き」、「介護ソフトを選定・導入する際のポイント集」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>) を参考に導入計画を作成し、ICT を活用した事業所内の業務改善に取り組むこと。

#### ⑤ その他

ICT の導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。

### 4 補助対象経費

タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク機器 (Wi-Fi ルーター等) の購入・設置費等

※ 開発の際の開発基盤のみのソフトウェアの導入に要する経費、ネットワーク通信費、事業所に置くパソコンやプリンターの導入経費、すでに導入している機器・介護ソフト等の運用費、消費税および地方消費税は対象外です。

### 5 補助額

1 事業所あたり対象経費の 2 分の 1 以内

一定の要件を満たす事業所 (※) の場合は 4 分の 3 以内

補助上限額は、職員数 (申請時点の常勤換算人数等) に応じて次のとおり。

職員数	基準額
1 名以上 10 名以下	100 万円
11 名以上 20 名以下	160 万円
21 名以上 30 名以下	200 万円
31 名以上	260 万円

※一定の要件を満たす事業所

以下の要件のいずれかを満たす介護事業所

- ・ LIFE 標準仕様に準じて介護ソフトから出力された CSV ファイルを、LIFE の CSV 取込機能により LIFE にデータを提供しているまたは提供を予定していること。(LIFE への登録については、データ入力に係る負担を軽減する観点から、LIFE の CSV 取込機能を活用すること。)

- ・ 「ケアプランデータ連携システム」等を利用して、ケアプラン標準仕様に準じて出力された CSV ファイルにより、居宅サービス計画書等のデータ連携を行っているまたは行うことを予定していること。（ここでいう「データ連携」は、公益社団法人国民健康保険中央会が運用する「ケアプランデータ連携システム」等のデータ連携サービスを利用して、異なる介護ソフトベンダーのユーザー間で居宅サービス計画書やサービス利用票のデータ連携を行う場合を想定しており、同一の介護ソフトベンダーが提供する介護ソフトユーザー間のみでデータ連携されるサービスは対象とならない。）
- ・ 文書量半減を実現させる事業計画となっていること。

## 6 補助条件

介護従事者の負担軽減のための ICT 導入にかかる事業計画を作成し、県に提出していただきます。

また、導入後の効果については厚生労働省に報告していただきます。

## 7 採択に係る優先基準

要件を満たす事業計画（事前協議書）が県の予算額を超えて提出された場合、次の優先基準および金額等を勘案して選考の上、補助事業を採択します。

- ① 過去に滋賀県介護職員職場環境改善支援（ICT 導入支援）事業費補助金の交付を受けていない事業所等であるもの
- ② 介護記録、情報共有および請求業務を一貫して行うことができる介護ソフトを初めて導入する事業所（既に導入済であるソフトウェア、クラウドサービスに新たに業務機能を追加することにより、一貫して行うことができるようになる場合も含む。）
- ③ 在宅の利用者を訪問して介護サービスを行った場合の記録や事業所間の連携に有効であると考えられるもの
- ④ 業務の効率化に効果が高いと考えられるもの 等

## 8 事前協議書提出書類

- ① 協議様式（ICT）
- ② 所要額調書（別紙1）
- ③ 事業計画書（別紙2）
- ④ 補助事業に係る収支予算書（抄本）（別紙3）
- ⑤ 見積書（写し）
- ⑥ カタログ等
- ⑦ 申請月の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ⑧ SECURITY ACTION 自己宣言（写し）

## 9 その他

- 他の補助金等を受けて導入するICTについては、補助対象とはなりません。また、本補助金（介護ロボット導入支援）の対象となるものは、補助対象とはなりません。
- その他、交付条件などの詳細については、滋賀県介護職員職場環境改善支援（ICT導入支援）事業費補助金交付要綱およびQ&Aを参照してください。

## IV 申請方法等

### 1 申請様式等掲載場所

滋賀県ホームページ（県民の方＞健康・医療・福祉＞高齢者福祉・介護＞助成・支援・補助）  
・「滋賀県介護職員職場環境改善支援（介護ロボット導入支援）事業費補助金の募集」  
・「滋賀県介護職員職場環境改善支援（ICT導入支援）事業費補助金の募集」

### 2 事前協議書提出期限

一次締切：

令和6年1月12日（金）まで ※当日消印有効（令和5年度不採択事業者対象）

二次締切：

令和6年1月26日（金）まで ※当日消印有効

### 3 郵送先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係

### 4 問い合わせ先 ※内容によっては回答に時間を要することがあります

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係

TEL：077-528-3597

FAX：077-528-4851

E-mail：ed00@pref.shiga.lg.jp